

# 高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース  
2008年4月号 No. 46

(高津事務所)  
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階  
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)  
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

(民主党川崎市議会議員団 控室)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎  
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135  
<http://www.horizoe.com> E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

## 「住民投票条例」の制定をめぐるって

川崎市議会議員 **ほりぞえ健**<sup>けん</sup>

(事務局)

いよいよ6月定例議会で住民投票条例が審議されますね。

(堀添)

はい。住民投票制度の創設は、阿部市長が初当選した時の公約ですから、私を含め待ちわびてきた市民の方々も多いのではないのでしょうか。まず平成14年度に「住民投票制度検討準備会」が設けられ、その成果を踏まえて平成15年から16年にかけて学識者による「住民投票制度検討委員会」で検討が行われ、さらに平成17年から18年にかけて公募市民、学識者による「川崎市住民投票制度検討委員会」が設置されました。この間、平成17年4月には、住民投票制度の規定を含む「自治基本条例」も施行されています。

(事務局)

かなり時間をかけて検討がされてきたのですね。

(堀添)

そうですね。新制度の創設ということでも、これだけの手順と時間をかけていることは、異例と言ってよいかもしれません。

(事務局)

川崎市で検討している条例案には、どのような特徴がありますか。

(堀添)

最終提案までに変わる点も出てくると思いますが、現時点で示されている案は「使い勝手に配慮」したものになっていると思います。具体的には、住民投票実施に伴う費用を低減させることや、直接選挙で選ばれている市長や市議会との関連性を持たせていること、18歳以上の市民、一定の条件を満たす外国人市民にも投票権を付与していること、などの点が特徴的ではないかと思えます。

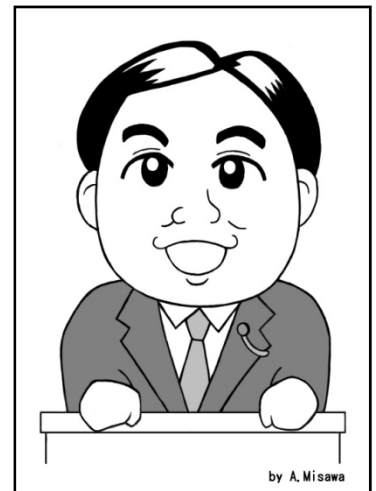


これらの諸点に関しては、議会でも徹底的な議論を行うことになりそうですが、いずれにせよ、川崎市の自治を支える柱の一つとして、住民投票制度を一日も早く創設する必要があると考えています。

住民投票制度は、全国的にも、まだそれほど実施されているわけではありません。大切なのは、制度を整備するとともに、それを積極的に活用していくことではないでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーン・イレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- まちづくり委員会所属。
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 共同代表
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校3年)の3人家族

(2008年4月16日)

# 川崎市住民投票条例(素案)のポイント

## 住民投票を発議できるのは、住民、市議会、市長。

○住民が発議するには、投票権を持つ市民の1/10以上の署名が必要。

→約11万人の署名ということではハードルが高いのではないか？

→過去の直接請求では、15%を超える署名が集められた実績もある。

→住民投票に付することが適切かどうか、市長が条例適合性を事前審査することで、入口で却下されてしまう危険性はないのか？

→できるだけ広く条例適合性を捉える。事前審査を市長ではなく第三者機関に委ねることも検討が必要。

→議員の2/3以上が実施に反対した場合、実施されないことは問題ではないか？

○市議会が発議するには、議員の過半数の賛成による議決が必要。

→発議提案には、議員の1/12以上（現在の定数では6人以上）の賛成が必要だが、もう少し条件を緩く（あるいは厳しく）すべきではないか？

○市長が発議するには、議員の2/3以上の反対がない必要がある。

→市長も議員も直接市民から選ばれているのだから、それぞれの意志はできるだけ尊重されるべきではないか？

## 有権者は18歳以上の住民と、一定の条件を満たす外国人市民。

○18歳以上の住民が有権者となる。

→選挙権と同じく20歳以上とすべきではないか？

→18歳以上であれば、住民投票の対象となる「市政に関わる重要事項」に対し、十分判断能力があるのではないか？

○外国人市民のうち、特別永住者、永住者、3年以上の在留者も有権者となる。

→選挙と同じく日本国籍を持つ市民に限定すべきではないか？

→外国人市民も納税者であるとともに住民でもある以上、「市政に関わる重要事項」に対して意志を表明することは、市民としての権利であるとともに義務ではないか。

→「3年以上の在留」では期間が短い（あるいは長い）のではないか？

## 住民投票は、原則として、選挙と同時に実施する。

○選挙と同時に行われると、投票までの期間が開きすぎてしまうのではないか？

→対象となる選挙は、市長選挙、市議会議員選挙（補欠選挙は除く）、参議院議員選挙、衆議院議員選挙（任期満了に伴う選挙のみ）となり、平均すると1年強の期間となる。

→緊急性がある場合は単独で実施されるため、できるだけ「緊急性」を広く捉えることが必要ではないか？

→原則は単独で住民投票を実施することとし、時期によっては選挙と同時にすることも可能、という扱いにすべきではないか。

○選挙と同時に行うことで、その選挙結果に住民投票が影響するのではないか。

→選挙の争点と住民投票で扱う事項とが重なった場合、住民投票運動として行われる政治活動によって、選挙の有利・不利に繋がる危険性はないのか。

→条例制定等の直接請求運動も、選挙期間と重なる場合はあるが、特に制限はされていない。

→住民投票が選挙と同時に実施されることにより、選挙の争点と住民投票の争点との切り離しが可能となるため、一つの争点だけで選挙が行われてしまう事態を避けることができるのではないか。

○選挙と同時に行うと、公職選挙法の制限により住民投票運動に制約がでるのではないか。

→選挙期間中には、公職選挙法により、一定の政治運動が制限される。住民投票の直前の期間に住民投票運動に制約がかかることは避けるべきではないか？

# 高津にあるのに「中原堰」説明板ができました

## 「中原堰」とは？

高津中央病院南側に流れていた旧平瀬川に設けられた農業用施設です。この堰でせき止められた水は、用水路で導かれて中原の田畑を潤していました。もともとは江戸時代から使われていましたが、1914年に中原村の人々によってコンクリート製の堅固なものへ改修されました。堰の側壁には、建設に尽力した旧4か村（上小田中、新城、下小田中、神地）の責任者、中原村村長、石工の人々の名前と建設年代が記された銘板が埋め込まれています。

## 発掘調査の経緯について

「旧平瀬川・中原堰研究会」（代表 平井岩男氏）により、2007年6月12日に中原堰の発掘調査が行われました。平瀬川の流路跡に自転車等駐輪場がつけられるため、堰の遺構が埋められる前に、全体像を把握するためです。

発掘調査の結果、川幅約10mの河川敷の土の中から、全体の高さ約3m、長さ約9m、反対側は長さ約9m、用水路への袖壁の長さ約4mの堅固な構築物が姿を現しました。

（4月24日付朝刊 読売新聞）

## 中原堰に行くには

溝の口駅北口（ペDESTリアンデッキ側）から徒歩5分、総合高津中央病院南側にあります。

なお、中原堰跡地は旧平瀬川駐輪場内にあるため、この施設が供用開始されるまでは近くに行くことはできません。近日中に供用開始となる予定ですが、事前に高津区役所までご確認の上、お寄りください。

（044-861-3131）

## 「中原堰」跡後世に 高津区が説明板



中原堰の説明板の前であいさつをする研究会の平井代表（高津区で）

現・川崎市高津区溝口で大正時代に、今の中原区に農業用水を引くため、平瀬川から取水した施設「中原堰」の跡を後世に伝えようと、高津区は23日、歴史的経緯などを記した高さ約2.5mの説明板を設置した。中原堰は、同市宮前区水沢から流れ出た平瀬川を、二ヶ領用水手前でせき止めた設備で1915年に完成。中原堰から取水した農業用水は全長7.5m以上あり、中原区下小田中、新城

地区を潤したが、稲作の衰退で荒廃。平瀬川の流れも変わり、堰は草むらの中で忘れられた存在となっていた。ところが2002年、市民有志28人の「旧平瀬川・中原堰研究会」が、JR武蔵溝ノ口駅の北東約200mの商店街で取水口の遺跡を発見。高津区は研究会の意見を聞いて、遺跡を地下に保存し、地上に駐輪場と説明板を整備した。研究会の平井岩男代表は「地下保存で、遺跡を残すことができた。今後も研究を深めたい」と語った。

説明リーフレットがあります。高津区まちづくり協議会事務局：高津区役所地域振興課までお問い合わせください。電話：044-861-3133（上記説明もリーフレットを参考にさせていただきます。）

（現在の状況：右端に説明板があります）



